

仕 様 書

1. 委託業務名

桑名市国民健康保険特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務

2. 委託業務内容

委託業務内容は、特別調整交付金（結核・精神）申請に係る診療報酬明細書調査及び集計とする（以下「本業務」）。

3. 調査対象レセプト

（１）レセプト１３か月分（令和７年１２月～令和８年１２月審査分）

（２）対象レセプト数 ４０，０００件未満／月

国民健康保険一般の医科入院、医科入院外、ＤＰＣ及び調剤、訪問

【対象疾病】

社会保険表章用１１９項目疾病分類表より

①大分類Ⅰ 感染症及び寄生虫症 中分類０１０２（結核）

②大分類Ⅴ 精神及び行動の障害 中分類０５０１～０５０７

4. 契約期間

契約締結日より令和９年３月３１日まで

5. 業務内容

（１）本業務に必要な情報の抽出、分類及び集計

①国及び三重県の抽出条件に基づき、レセプトから本業務に係る額を抽出・点検等を行う。なお、本業務に係る額を抽出・点検とは、レセプトの内容から抽出・点検を行い、点数及び金額の計算及び抽出データの作成を行う事とする。

- ・抽出条件及び金額の計算方法については、全国で100以上の市区町村で申請実績を有する方法で、かつ三重県内においても対応実績のあるものであること
- ・令和6年4月1日以降実施された会計検査を保険者で経験し指摘事項が無い、もしくは疑義事項に対し対応を終え、結果、交付金の返還がなかったこと
- ・委託者が受託者に提供するコード情報ファイルにおける個人情報については、暗号化だけではなく、受託者が準備するツールを用いて、不可逆な一方向変換かつ個人情報の特定が不可となる処理(以下「匿名化」)を施すことを原則とする。ただし、その方法に依らない場合は、契約までに委託者の許可を得ること。

②集計に必要なレセプト情報等の抽出は、抽出精度を均一に保つ為、人による目視によるものではなく、近年の会計検査の指摘事項を踏まえたうえで、申請条件に合致する最大限の交付金見込額を算出できるよう、三重県内を含む全国での申請実績を有するコンピュータによる機械処理によるものとし、該当データの漏れや誤謬のないようにすること。

③高額療養費及び医療介護合算療養費については、確定情報を用いて求めることとする。

- ・確定情報を用いた処理の際、過誤等が生じている場合は必ず確定情報内の情報に更新すること。
- ・確定情報内に存在しないレセプトは、申請対象外とすること。
- ・尚、確定データ（KD-IF317）については、個人情報が付与された状態で処理を行う必要があることから、受託者への提供は行わないため、専用ツールの提供など、必ず庁舎内で当市の担当者が作業できる環境を整えること。ただし、その方法に依らず、同様の対応ができる場合は、事前に委託者の許可を得ること。

④本申請の対応時期

三重県への提出は令和8年2月上旬を予定している。受託者は十分な準備を行うこと。なおコード情報ファイルの最終提供は令和8年1月中旬を予定している。

（2）委託者が準備するレセプトファイル等は、以下のとおりとする。

- ①コード情報ファイル 医 科：21_RECODEINFO_MED.CSV
- ②コード情報ファイル D P C：22_RECODEINFO_DPC.CSV
- ③コード情報ファイル 調 剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV
- ④コード情報ファイル 訪 問：26_RECODEINFO_NUR.CSV

※①②③④のデータについては、匿名化を施した上で提供するものとする。

⑤確定情報：KD-IF317.*****.CSV（*はデータ生成時に割り振られる一意の数列）

※⑤のデータについては、事前に委託者の許可を得た場合のみ、匿名化を施した上で提供するものとする。

⑥ 今年度の申請見込み額の試算（本仕様書（3）④）を行うための情報提供

- ・基礎表 X（その1）、基礎表 X（その2）
- ・基礎表 Y

（その1-1）：一般分（7割給付）

（その1-2-1）：70歳以上一般分（9割給付 平成20年3月以前分）

（その1-2-2）：70歳以上一般分

（8割給付 1割指定公費 平成20年4月以降分）

（その1-2-3）：70歳以上一般分（8割給付 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者）

（その1-2）：70歳以上現役並み所得者（7割給付）

（その1-4）：未就学児（8割給付）

（その3）

※要綱等の改正により様式が変更となった場合は、それに類するデータ

（3）関連業務

①本申請の際、受託者は、委託者と作業工程等について十分な協議を行うこととし、本仕様書5（2）のデータから算出された申請対象レセプトデータを用いて、不当利得レセプト及び対象外レセプトの除外処理、地方単独事業分の調整係数処理を行い、申請対象明細データ（三重県提出用）の作成、様式24補助表に掲載する数字を算出すること。また、必要に応じて地方単独事業分高額療養費（国民健康保険特別会計振替分）の追加処理を行うこと。

- ・不当利得レセプトおよび対象外レセプトの情報は、委託者より提供する。

- ・申請時の添付書類として、三重県独自様式があるが、これについても成果品が準拠していること。
- ②本申請の際、受託者は、関連業務として以下の支援を行うこと。
 - ・該当レセプトのサンプリングと解説資料の作成
 - ・ヒアリング等に必要な資料作成の補助作業
 - ・暗号化・復号化ツール、匿名化ツールなど、個人情報保護に配慮したツールの提供
 - ・その他本業務を遂行する上で必要となるツール等の提供
 - ・契約期間終了後（最大５年間）において、会計検査が行われる場合の支援（具体的には、説明補足資料の作成・提供、会計検査への同席もしくは電話待機を想定）。
- ③紙による、再請求レセプトの取扱い
紙により再請求されたレセプトについては、確定情報内のレセプト全国共通キーが異なる番号となるが、コード情報ファイルから抽出したレセプトと、同一レセプトと判断され、申請の可能性がある場合は一覧表を作成し、委託者の判断をあらかじめ。委託者が同一であるとの判断を行ったレセプトについては、申請対象レセプトとして追加集計を行うこと。なお、同一レセプト判断仕様および追加集計仕様を事前に提出し、委託者の了承を得ること。

6. 成果物の納品

- (1) 成果物は以下のとおりとする。
 - ①特別調整交付金（結核・精神）申請対象に該当するレセプトデータ
 - ②様式第２４補助表作成に必要な数値データ
 - ③三重県提出様式に準拠した集計表または三重県が認める集計表
- (2) 成果物は、委託者が指定する期日（令和９年２月上旬を予定）までに、ＣＤ－Ｒ等に格納し納品すること。
- (3) 令和８年１１月診療分及び対象期間の確定情報の提供は、令和９年１月中旬となるが、納品物の受領が令和９年１月下旬となることから、受託者は十分な準備をもって業務を遂行すること。

7. 業務遂行にあたる遵守事項及びその徹底

- (1) 守秘義務
作業を通じて知り得た事項及びレセプト等に記載のいかなる情報も第三者に漏洩しないこと。
- (2) レセプト等の取り扱い
 - ①レセプトの取り扱いは慎重かつ丁寧にいき、汚損、破損、遺棄、紛失のないよう細心の注意をもって行うこと。
 - ②委託者の要請によらないレセプト等の原本及びコピーの作業場所以外への持ち出しは厳に禁止する。
 - ③レセプト点検従業員との連携と融和をもって作業をする。
- (3) 個人情報保護の徹底

個人情報保護の本旨を周知徹底し、関係諸法令及び契約時に取り交わす「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

8. その他

- (1) 提供するデータ内の個人情報については、受託者の準備するツールにより、匿名化を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 対象レセプトの増減による費用の精算は行わない。
- (4) 必要に応じて補助金申請時のヒアリング及び会計検査時の対応を行うこと。
- (5) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定基準に該当しない場合は、当業務は完了したものとする。
- (6) 受注者は本業務の処理等を他に委託してはならない。ただし、業務の一部については、事前に書面で申請し、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。